

三十七年十月十九日修正決議

俘虜ノ處罰ニ關スル件

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條ニ依リ侍虜ノ處罰ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

内閣總理大臣

各省大臣

勅令第 號

第一條 俘虜監督者監視者又ハ護送

者ニ對シ反抗若ハ暴行ノ所爲アル

者ハ重禁獄ニ處シ其ノ情輕キ者ハ

六月以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第二條 俘虜多衆共謀シテ逃走又ハ

前條ノ所爲アル者ハ首魁ハ死刑ニ

處ス其ノ他ノ者ハ有期徒刑ニ處シ
其ノ情輕キモノハ重禁獄ニ處ス

第三條 俘虜宣誓ニ背ク者ハ重禁獄
ニ處シ其ノ宣誓ニ背キ兵器ヲ操リ
抗敵スル者ハ死刑ニ處ス

第四條 本令ノ規定ハ國際慣例ニ從
フコトヲ妨ケス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



明治三十七年十月十五日配付

十月十九日修正ノ通牒

書記官長、修正ノ本文ニ朱書記入

但シ主務者協議済

樞密院書記官

倭虜ノ處罰ニ關スル件

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條ニ依リ侍虜ノ處罰ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

内閣總理大臣

各省大臣

勅令第 號

第一條 俘虜監督者監視者又ハ護送

者ニ對シ反抗若ハ暴行ノ所爲アル

者ハ重禁獄ニ處シ其ノ情輕キ者ハ

六月以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第二條 俘虜多衆共謀シテ逃走又ハ

前條ノ所爲アル者ハ首魁ハ死刑ニ

處ス其ノ他ノ者ハ有期徒刑ニ處シ
其ノ情輕キ者ハ重禁獄ニ處ス

第三條 俘虜共謀シテ多衆逃走ノ所
爲アルトキハ首魁ハ有期流刑ニ處
シ其ノ情重キ者ハ死刑ニ處ス其ノ
他ノ者ハ重禁獄ニ處シ其ノ情輕キ
者ハ六月以上五年以下ノ輕禁錮ニ

處ス

第三條 宣誓解放ヲ受ケタル俘虜宣

誓ニ背ク者ハ重禁獄ニ處シ其ノ宣
誓ニ背キ兵器ヲ操リ抗敵スル者ハ
死刑ニ處ス

第五條 俘虜逃走セザル宣誓ヲ爲シ
之ニ背ク者ハ重禁獄ニ處ス其ノ他

處ス其ノ他ノ者ハ有期徒刑ニ處シ
其ノ情輕キ者ハ重禁獄ニ處ス

第三條 俘虜共謀シテ多衆逃走ノ所
爲アルトキハ首魁ハ有期流刑ニ處
シ其ノ情重キ者ハ死刑ニ處ス其ノ
他ノ者ハ重禁獄ニ處シ其ノ情輕キ
者ハ六月以上五年以下ノ輕禁錮ニ

處ス

第三條 宣誓解放ヲ受ケタル俘虜宣
誓ニ背ク者ハ重禁獄ニ處シ其ノ宣
誓ニ背キ兵器ヲ操リ抗敵スル者ハ
死刑ニ處ス

第五條 俘虜逃走セザル宣誓ヲ爲シ
之ニ背ク者ハ重禁獄ニ處ス其ノ他

ノ宣誓ニ背ク者ハ輕禁錮ニ處ス

第六條 本令ノ規定ハ國際慣例ニ從

テコトヲ妨ケズ

第一條乃至第三條ノ規定ハ再ヒ俘虜ト爲リタル者ノ前ニ俘虜タリシトキニ犯シタル罪ニ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ノ宣誓ニ背ク者ハ輕禁錮ニ處ス

第六條 本令ノ規定ハ國際慣例ニ從

テコトヲ妨ケズ

第一條乃至第三條ノ規定ハ再ヒ俘

虜ト爲リタル者ノ前ニ俘虜タリシ

トキニ犯シタル罪ニ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

秘

参照

○帝國憲法

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ
災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝國議會
閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發
ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出
スヘシ若議會ニ於テ承認セザルトキハ政府
ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布ス
ヘシ

○陸軍治罪法

第二十五條 俘虜隊人ノ犯罪ハ軍法會議ニ於テ之ヲ審判ス

○海軍治罪法

第三十條 俘虜隊人ノ犯罪ハ軍法會議ニ於テ之ヲ審判ス

○陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約附属

陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則

明治三十三年十一月勅令無號

第四條 俘虜ハ敵國政府ノ権内ニ屬シ之ヲ捕

獲シタル個人又ハ軍團ノ権内ニ屬スルコト

ナシ

俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱フヘキモノ

トス

兵器馬匹及軍用書類ヲ除キ凡ソ俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ依然其ノ所有タルヘシ

第五條 俘虜ハ之ヲ市邑城寨陣營其ノ他ノ場所ニ留置シ一定ノ境界以外ニ出テサル義務ヲ負ハシムルコトヲ得ヘシ但シ已ムヲ得サル保安手段ニ出ツル場合ノ外之ヲ幽閉スルコトヲ得ス

第八條 俘虜ハ之ヲ權内ニ屬セシメタル國ノ陸軍現行法律規則及命令ニ服従スヘシ
總テ不従順ノ行為アルトキハ俘虜ニ對シテ必要ナル嚴重手段ヲ施スコトヲ得
逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達スル前又

ハ之ヲ捕獲シタル軍ノ占領セル地方ヲ離ルル前ニ再ヒ捕ヘラレタル者ハ懲罰ニ付セラ
ルヘシ
俘虜逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜ト為リタル者ハ前ノ逃走ニ對シテハ何等罰ヲ受クルコトナシ

第十條 俘虜ハ其ノ本國ノ法律カ之ヲ許ストキハ宣誓ノ後解放セラルルコトアルヘシ
此ノ場合ニ於テハ本國政府並之ヲ捕獲シタル國ノ政府ニ對シ一身ノ名譽ヲ賭シテ誓約

ヲ嚴密ニ履行スルノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ俘虜ノ本國政府ハ之ニ對シ其ノ宣誓ニ違反スル勤務ヲ命シ又ハ之ニ服セムトノ申出ヲ受諾スヘカラサルモノトス

第十二條 宣誓辭放ヲ受ケタル俘虜ニシテ其ノ名譽ヲ賭シテ誓約ヲ為シタル政府又ハ其ノ政府ノ同盟國ニ對シテ兵器ヲ操リ再ヒ捕ヘラレタル者ハ俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ失ヒ軍法會議ニ付セラルルコトアルヘシ

第二十條 和約締結ノ上ハ成ルヘク速ニ俘虜

ヲ其ノ本國ニ送還スヘシ

○千八百九十九年海牙萬國平和會議議事録

中陸戰ノ法規慣例ニ関スル規則理由説明書ノ一節

前ニ陳ヘタル如ク第八條ト為リタル比律悉案第二十八條ハ長時間ノ論争ヲ經タルモノニシテ特ニ俘虜ノ逃走ニ関シテ然リトス而シテ結局逃走ハ未遂ハ全ク之ヲ不問ニ附スルコトヲ

得スト雖モ之ニ科スヘキ刑ノ程度ヲ制限シ以テ特ニ右ノ逃走ヲ敵前ニ於ケル遁逃ト同一視シテ死刑ニ處セララルルコトヲ防クハ必要ノコトニ屬セリトハ千八百七十四年比律憲會議ニ於ケルト均シク認メラレタル所ナリ。右ノ結果トシテ逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ連スル前又ハ之ヲ捕獲シタル軍ノ占領セル地方ヲ離ルル前ニ再ヒ捕ヘラレタル者ハ懲罰ニ付セラルヘシトノ規定ヲ見ルニ至レリ。然レトモ俘虜ノ逃走ヲ特別ノ事情例ハハ共謀

反乱若クハ多衆嘯集ノ如キ事犯ニ關聯シタル場合ニハ右ノ制限ノ適用セラレサルヘキコト辨論ノ進行中ニ於テ證明セラレタルトコロナリ右等ノ場合ニ於テハド、ガ、ア、レ、ツ、將、軍、カ、千、八、百、七、十、四、年、比、律、憲、會、議、ニ、於、テ、陳、述、シ、タ、ル、如、ク、(千八百七十四年八月六日議事同議事録第六号) 其ノ俘虜ハ同第八條第一項俘虜ハ之ヲ權内ニ屬セシメタル國ノ陸軍現行法律規則及命令ニ服従スヘシトノ規定ニ依リテ所罰セラレハシ、加之ナラス此規定ハ尚ホ舊第二十三條ニ基キ

テ第八條ニ附加シタル「總テ不従順ノ行為アル
トキハ俘虜ニ對シテ必要ナル嚴重手段ヲ施ス
コトヲ得ト」ノ規定ニアリ補充セラルルモノト
ス

比律悉案第二十八條ハ「逃走セル俘虜ニ對シ戒
告ノ後武器ヲ使用スルコトヲ得ト」規定シタル
モ分科委員會ニ於テハ之ヲ廢棄セリ然レトモ
此刪除ノ目的ハ「逃走俘虜ニ發砲スルノ權ニ
テ若シ陸軍規則ノ規定スル所ナルニ於テハ決
シテ此權ニ就キテ異議ヲ唱ヘントスルモノニ

アラズ唯分科委員會ニ於テハ宣言中ノ箇條ニ
シテ特ニ斯カル極端ノ手段ヲ獎勵スルカ如ク
見ユルモノアルハ宜シカラスト思考シタルニ
過キス

終リニ分科委員會ハ多少躊躇ノ後本條末項「俘
虜逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜ト為リタル者ハ
前ノ逃走ニ對シテハ何等罰ヲ受クルコトナシ」
トノ規定ヲ採用スルニ決シタリ蓋シ一俘虜カ
其ノ自由ヲ回復シタルトキハ其ノ事實上及法
律上ノ地位ハ總テノ點ニ於テ嘗テ俘虜タラサ

リシ者ト些ノ差異アルコトナシ故ニ其ノ以前
ノ事實ニ對シテハ真ノ刑罰ヲ適用スルコトヲ
得ストノ意見ニ從ヘルモノナリ

秘

俘虜ノ處罰ニ関スル緊急勅令審査報告
謹テ今回御諮詢ノ俘虜ノ處罰ニ関スル件ヲ審
査スルニ陸海軍治罪法中俘虜ノ犯罪ハ軍法會
議ニ於テ審判スルノ規定アルニ拘ハラヌ刑法
及陸海軍刑法中俘虜ノ反抗共謀逃走又ハ宣誓
違背等ニ對スル處罰ノ規定ナリ目下ノ状態ニ
於テ其ノ反抗共謀逃走ヲ處罰スルノ規定ヲ設
クルノ必要アルノミナラス俘虜ヲシテ宣誓ヲ
為サシメタル上幾分ノ自由ヲ與ヘ併セテ取締
上ノ便宜ヲ企圖スルノ必要アルヲ以テ其ノ宣

誓ニ違背スル場合ノ制裁ヲ規定スルハ緊急ノ
必要ニ屬スルカ故ニ茲ニ憲法第八條ニ依リ法
律ニ代ルノ命令ヲ制定セハトスルモノナリ憲
法第八條ハ必法律ヲ以テセサルヘカラサル事
項ニ限り緊急ノ必要アルトキハ命令ヲ以テ之
カ規定ヲ設クルコトヲ得ルノ趣旨ナルヲ以テ
俘虜ノ如キ憲法第二章ノ保障ナキ者ニ對シテ
ハ之カ處罰ハ必シモ法律ヲ以テスルヲ要セス
通常ノ命令ヲ以テ處罰ノ規定ヲ設クルコトヲ
得ルカ故ニ緊急勅令ヲ以テスルハ憲法第八條

ノ精神ニ背馳スルノ感アリトノ論ヲ喚起スル
ノ恐ナシトセサレトモ此ノ論點ニ関シテ多少
疑問ノ存スルモノアルノミナラス此勅令ノ影
響スル處獨リ俘虜ニ止マテサルモノアルヲ以
テ之ヲ緊急勅令トシテ制定シタル方反テ穩當
ナルヘシト思考ス本令規定ノ實質ニ至テハ往
往妥當ナラサルモノアルヲ以テ主務省ト協議
シ朱書ノ通修正ヲ加ヘタリ其ノ理由ヲ左ニ開

陳ス

原案第二條ハ其謀ノ結果多衆ニテ反抗又ハ暴

行ヲ為シタル者ヲ嚴罰スルヲ至當ト認ムルニ
依リ此ノ意義ニ修正シ又單ニ共謀ニテ平穩ノ
手段ヲ以テ多衆逃走ヲ遂行シタル者ハ共謀反
抗者クハ共謀暴行ヲナシタル者ニ比シテ稍低
度ノ刑ニ處スヘキヲ至當トスルヲ以テ第三條
中逃走ノ部分ヲ削リ新ニ第三條ヲ設ケタリ但
シ情ノ重キ場合ニハ死刑ヲ以テ罰スルコトヲ
得ルノ規定ヲ設ケテ以テ俘虜ノ戒慎ヲ喚起セ
シムルノ必要アリト信シ寧ロ豫防手段トシテ
死刑ヲ制定シ置キタリ

原案第三條ニ於テ俘虜宣誓ニ背キタルトキハ
事重大ナラサル場合モ重禁獄ニ處スルハ峻酷
ニ失スルノミナラス彼我ノ間ニ於ケル宣誓ノ
性質ノ異同ヲ顧ミサルノ嫌アルヲ以テ宣誓ニ
違背スル事体ノ輕重ニ從ヒ刑ヲ區別スルコト
トシ同條ニ修正ヲ加ヘ尚新ニ第五條ヲ設ケタ

原案第四條ハ文意明瞭ナラサルノミナラス慣
例ノ範圍モ亦茫漠タルヲ免レサルヲ以テ國際
慣例トシテ確ニ現存スルモノヲ明掲スルコト

トセリ

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

明治三十七年十月十四日

樞密院書記官長都筑馨六

樞密院議長侯爵伊藤博文殿